

分別間違いと問合せの多い品目・分別区分

どうやって分別・処分したらいいの？

分別に悩んだら、生活環境課へお問い合わせを！

電話 025-526-5111



A 地区、B 地区、C 地区にお住まいの方

ごみ分別のご協力 いつもありがとうございます。
わたしたちの生活の中には様々な材質の品物が多数あり、分別も難しく感じられるかもしれません。しかし、分別することでリサイクルによる資源の有効活用や適正な処理が可能となります。引き続き、ご協力をお願いします。

品 目	区分	ポイント
布団・毛布	燃やせるごみ	指定袋に入れるか、指定シールを貼って出す。
納豆のタレや調味料等の小袋		洗うことが困難なものは衛生上の観点から「燃やせるごみ」。
漬物		塩分が多いため。大量にある場合は水気をよく切って出す。
ぬか床		塩分が多いため。
野菜の茎		発酵しにくいから。
草		指定袋に入れて出す。右下の説明をご覧ください。
剪定した枝木		【無料】束ねるか透明か半透明の袋に入れ枝木と書いて出す。
落ち葉		【無料】透明か半透明の袋に入れ落ち葉と書いて出す。
貝殻、骨(豚・牛・鳥)、カニの殻		発酵しにくいから。
保冷剤(ゼリー状)		衛生上の観点から。
花火・マッチ		水に浸け、湿らせてから出す。
トイレットペーパーの芯		容器包装(紙製)と勘違いしないように。
カーペット		指定袋に入らなければ折りたたんで縛り、指定シールを貼って出す。
梱包用結束バンド		容器包装(プラスチック製)に間違われやすい。
クリアファイル		容器包装(プラスチック製)に間違われやすい。
クリーニングの袋		容器包装(プラスチック製)に間違われやすい。
プラスチック製ハンガー		容器包装(プラスチック製)に間違われやすい。
CD、ビデオテープ		容器包装(プラスチック製)に間違われやすい。
マットレス(スプリング無し)		指定袋や入らなければ、折りたたんで縛り、指定シールを貼って出す。
自転車、物干し竿、スキー、スノーボード	燃やせないごみ	【例外】指定シールを貼って出す。物干し竿は2m以下にする。
ガラス、陶磁器、瀬戸物(茶碗等)		段ボール箱に入れ指定シールを貼り、「ガラス危険」などを書く。
ガスレンジ		電池を抜き、重さに応じた指定シールを貼って出す。
アルミはく		資源物(缶)ではない。
茶箱		中に金属が貼ってあるから。
スプレー缶		必ず穴をあけて出す。収集車の火災の原因になるから。
使い捨てカイロ		中身が鉄粉であるから。
ビールパックの外包み	容器包装	商品の容器包装表示マークを参考にしてください。
緩衝材(紙製でかたどられている)		 
米袋(紙製)		
薬の袋(紙製)		プラスチック製品(商品自体)は燃やせないごみとして出して下さい。 ※食べ物や飲み物のカスは取り除き、汚れを落として出してください。 ※2重袋にしないでください。 
発泡スチロール(商品を梱包していたもの)		
食用油のボトル		
緩衝剤(プチプチ)		
レジ袋		
洗剤等のプラスチックボトル		
広告チラシ	資源物	雑誌類。 ひもで十字に縛って出してください。
カレンダー・コピー用紙		
封筒(紙製)		
一斗缶		缶(飲料・食料用のみ)。
ソファ、マットレス(スプリング入)	集積所に出せません	民間の処理業者へ(ガイド参照もしくは生活環境課にお問合せください)。
テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等		家電リサイクル法対象(ガイド参照もしくは生活環境課にお問合せください)。
コンクリート・ブロックがら		WastecENERGYに持ち込み可(詳細は問い合わせてください)
漬物石(市販のもの)		WastecENERGYに持ち込み可(詳細は問い合わせてください)
石・土		自然物でありごみではないので収集できません。

燃やせるごみ

★集積所に出せる大きさ

一辺の長さ 50 cm以内、重さ 30kg 以内
(超える場合は集積所に出せません)

★一辺の長さ 50 cm以内の理由

ごみ収集車から直接焼却施設に搬入することが困難であるから。

★重さ 30kg 以内の理由

収集作業が困難になるから。

※天然素材、プラスチックやゴムなどでできているものは、焼却処理することができます。
※指定された要件を超えるものはクリーンセンター(焼却施設)に直接持ち込むことで処分できます。

クリーンセンターでの処理手数料
10kg までごとに 30 円

燃やせないごみ

★集積所に出せる大きさ

一辺の長さ 100 cm以内、重さ 30kg 以内
(超える場合は集積所に出せません)

★一辺 100 cm以内の理由

ごみ収集車で回収することが困難になるから。

自転車等、例外的に出せるものもあります。

★重さ 30kg 以内の理由

収集作業が困難になるから。

★次のものは、市では収集しません。

- 指定された大きさを超えるもの
- 液体類(中身の入った容器)
- 事業活動(農業含む)によって出たごみ

「容器包装」ってなに？

メーカーや販売店が商品を入れていた「容器(箱・ボトル・食品トレイ等)」や「包装(包装紙・袋等)」のことです。紙製ならば「容器包装(紙製)」、プラスチック製ならば「容器包装(プラスチック製)」となります。

缶・びん【分別のポイント】

飲料用・食料用の缶、びんが資源物です。それ以外は燃やせないごみです。

「草」は有料、「落ち葉」は無料

草は、各々の管理地で発生したごみであるため有料です。葉は他の土地から飛んでくるなど自己の責任によらず発生する場合があるため、例外的に無料としています。

「冬囲いに使った木材等」は有料

枝木は自然に伸びるため、剪定したもののみ例外的に無料としています。その他の木材等は有料ですので、指定袋または指定シールを貼って出してください。